

平成9年事案は仮に存在しても「誤り」

マンション仕入税額控除裁判 平成7年事案は「仕入時に入居者無し」

要約

- ▶ 係争中の事案と同種事案で全額仕入税額控除を認めたとされる回答文書のうち平成9年事案について国は「存否を確認できず」としつつ、仮に存在したとしても「過去に結果的に誤ったと思われる個別事案に過ぎない」旨主張。
- ▶ 平成7年事案については存在を認めた上で、購入時に入居者無しという点で係争事案との違いを主張。

マンション販売事業者が取得したマンション（居住用建物）に係る消費税の仕入税額控除の大部分を否認する更正処分を巡る裁判では、平成7年と平成9年に同種事案で課税当局が、分譲用住宅を分譲までの数年間賃貸の用に供した場合であっても当該住宅の取得の目的が「将来的な分譲」であれば、当該課税仕入れは個別対応方式の用途区分上「課税資産の譲渡等」にのみ要する課税仕入れに該当するとの見解を示したとされる回答文書の存否、及び回答内容と更正処分の矛盾が大きな争点となっているが、このうち平成7年事案については国が回答文書の存在を認めていることが確認された。ただ国は、平成7年事案では分譲マンション購入時に入居者がいなかった（分譲マンション購入時に入居者がいなければ「課税資産の譲渡等」にのみ要する課税

仕入れ」と取り扱われる）のに対し、係争事案では分譲マンション購入時に入居者がいたという点で両事案は異なっている旨主張、「平成7年事案は分譲マンション（＝課税仕入日に住宅の賃貸の用に供されていない分譲用物件）を購入「後」から分譲するまでの間、その一部を一時的に賃貸したケースであることから、その分譲用マンションに係る個別対応方式の用途区分は「課税資産の譲渡等」にのみ要するもの」として差し支えない」としている。

一方、平成9年事案については、国は「回答文書の存否を確認できない」としている。その上で、「仮に平成9年事案の事実が存在していたとしても、それは「個別事案における用途区分の検討に際して東京局内部において質疑回答がなされ、その回答において結果的に誤った用途区分の判断がなされたものと思われる」とし、さらに「平成9年事案は過去に結果的に誤ったと思われる個別事案が一事例あることを意味するに過ぎず、これをもってその後に行われる課税処分においても同様の判断・処理を行うべきこととはならない」と主張している。要するに、国は平成9年事案について判断の誤りを事実上認めた上で同事案を単なる「一事案」と位置付けたと言える。このことが今後裁判の行方にどのような影響を与えるのか、注目される。